JR東海労ニュース

M.2512 2020年8月5日 JR東海労働組合



感染リスクを承知で自宅待機外し!「コロナ本人訴訟」提訴!

関西地区分会の萩原光廣さんは本日、関西新幹線サービックと竹腰所長と山﨑副所長(JR東海からの天下り)を相手取り、本人訴訟で大阪地裁に提訴しました。

サービックでは、コロナ感染拡大防止のために自宅待機を命じました。自宅待機は、同社の就業規則第44条6項に定める有給休暇として取り扱うことですが、第一事業所のみ課題の提出を指示しました。有給休暇は、労働日に労働が免除される性格のもので、課題提出=労働を指示することはできません。分会は現場で抗議したり、地本もサービック本社に抗議を行いました。しかし、第一事業所の竹腰所長と山﨑副所長は、課題の提出をやめないどころか、課題を提出しない組合員に対し、恣意的な自宅待機外し(職場に出勤)を報復として行ってきたのです。これにより、組合員が大きな感染リスクを被ることになったことは言うまでもありません。



竹腰所長と山﨑副所長 の行為は、企業が行うべ き安全配慮義務違反とし て、損害賠償請求で闘う ことに至りました。

提訴には、他の分会からも仲間が駆けつけ、萩原さんを激励し、共に闘うことを決意しました。

◀裁判所に集まった中間たち